

第2期あわら市空家等対策計画【概要版】

第1章 計画の趣旨

■ 計画策定の背景

近年、人口減少や既存住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化等により、空家等が増加しています。このような空家等の中には、適切な管理が行われず、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものや管理はされているものの遊休資産となっているものが増加していることから、空家等の対策は重要な政策課題となっています。

このような状況の中、国は「空家等対策の推進に関する特別措置法」を平成27(2015)年5月に完全施行し、空家等対策の法整備を行いました。

本市においても、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成29(2017)年3月に「あわら市空家等対策計画」を策定し、地域や関係機関と連携しながら、空家等対策を進めてきました。

今後も空家等の増加が予想される中、この計画が令和3(2021)年度末で終期を迎えることから、空家等対策を継続的に進めるため、「第2期あわら市空家等対策計画」を策定します。

■ 計画の目的

空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策についての基本的な方針を定め、具体的な施策を示し、安全で安心して暮らせるまちづくりを目的として策定します。

■ 計画の期間

令和4(2022)年度から令和8(2026)年度 5年間

■ 対象地区

市内全域

第2章 空家等の現状と課題

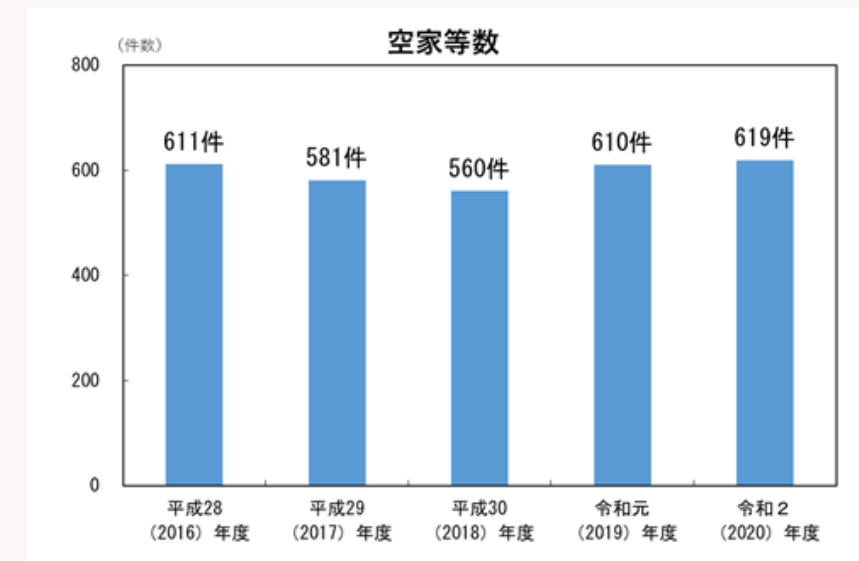
■ 空家等の現状

人口減少や少子高齢化、核家族化などの社会情勢の変化に伴い、市内の空家等の数は増加傾向にあります。

令和2年度末で市内には空家等が619件あり、適切に管理されていない空家等が増加すれば、安全性の低下や公衆衛生の悪化、景観の阻害など、様々な問題を発生させ、地域住民等の生活環境に影響を及ぼすことになります。

■ 本市における空家等の課題

- ・高齢化・単身化等による空家等の増加
- ・所有者等が不明確
- ・管理責任の意識が低い
- ・経済的理由による放置
- ・活用や除却の意向がない
- ・自治会内の空家等の対応
- ・破産法人等における残置建物への対応



第3章 空家等対策の方針

■ 基本的な方針

1 空家等の発生予防・適切な管理の推進

相談会の開催やリーフレット配付など、空家等になる前の段階から所有者等に対して意識の醸成を図るとともに、自治会内での問題意識を高め、関係機関と連携した空家等の発生防止に努めます。また、自治会と連携した空家等の状況把握に努めるとともに、管理不全な空家等の所有者等に対しては、自治会の協力を得ながら適切な管理を促します。

2 空家等の利活用の促進

利活用が可能な空家等は、地域の貴重な資源となる可能性があるため、所有者等に対して「あわら市空き家情報バンク」への登録を働きかけ、空家等が流通・活用しやすい取り組みを進めます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による地方への移住に対する関心が高まっており、さらには、北陸新幹線開業による首都圏等からの交流人口が拡大し移住につながることを期待されることから、移住・定住施策による空家等の利活用を促進し、地域の活性化、移住・定住の促進、まちの魅力向上につなげます。

3 特定空家等対策

特定空家等の所有者等に対して助言や指導を強化するなど、法に基づく改善措置その他の対策を講じることにより是正や除却を促進し、周辺的生活環境の改善に努めます。

■ 目標値

指標	基準値	目標値 (R 8)
空き家情報バンク登録数	74 件 (H28~R 2)	100 件 (R 4~R 8)
空き家情報バンク成約数	45 件 (H28~R 2)	60 件 (R 4~R 8)
特定空家等の件数	16 件 (R 元末)	7 件 (R 8 末)

第4章 空家等対策の具体的な施策

空家等の状態

利用(居住)中

空家化

管理不全な状態

方針1 空家等の発生予防・適切な管理の推進

- 所有者等の意識の醸成**
 - 広報紙やHP等による情報発信
 - 相談会の開催
 - 空家等となる可能性が高い住宅の所有者等に対する啓発
- 安心して住み続ける住環境への支援**
多世帯同居および多世帯近居のような安心して住み続ける良好な住環境整備の支援
- 空家等の実態把握**
 - 空家等の所在の把握
 - 空家等の所有者等の把握
 - 情報のデータベース化
- 適切な管理が行われていない所有者等への対応**
 - 所有者等への適切な管理の啓発
 - 空き家管理サービスを提供する事業者等との連携
 - 緊急時の措置

方針2 空家等の利活用の促進

- 所有者等への働きかけ**
- 空き家情報バンクの活用促進**
市の広報紙やホームページ、リーフレット、相談会等にて情報提供や啓発活動を行い、利活用が可能な空家等を発掘
空き家情報バンクへの登録手続きをサポートするほか、補助制度等による支援を行い、登録や取得を促進
- 移住・定住施策等による利活用の促進**
移住や二地域居住希望者等の転入者の住まいとして空家等の取得等に対する支援
企業等のサテライトオフィスやその従業員、市内の大学に通う学生の住まいとして利用可能な空家等の情報提供
- 空家等を活用した産業の活性化**
空家等を活用した起業支援や活用可能な空家等の情報提供による流通支援を行い、商工業や農業、観光業の活性化
- 除却した空家等の跡地の活用**
空家等を除却した跡地の適切な管理や利活用の促進

方針3 特定空家等対策

- 特定空家等の法に基づく措置**
 - 立入調査による状況把握
 - 特定空家等の認定
 - 特定空家等措置の実施
 - 助言又は指導、②勧告、③命令、④代執行、⑤略式代執行
- 所有者等による特定空家等の除却の推進**
地域住民の安全で安心な住環境を確保するため、倒壊など危険性のある特定空家等の所有者等に対する補助制度等により、自発的な除却を促す。

第5章 空家等対策の体制

■ 相談体制

相談しやすい体制とするため、相談や通報の窓口を市民協働課に一元化し、状況を把握した上で、市の関係部局や関係機関と連携して効果的な対応を図っていきます。

■ 実施体制

空家等の問題は、いまや個人の問題だけでなく、地域社会の問題であり、空家等対策を進めるためには、地域社会全体による多方面にわたる取り組みが必要です。

特に自治会は、地域の防災や防犯・環境美化、地域の見守りなど安心して笑顔で暮らすことができるような様々な活動の母体として、市民生活に直結した重要な役割を担っています。

そのため、協議会や地域(自治会)、関係機関との協働・連携を図り、空家等対策を総合的かつ計画的に実施します。

